

9.顧客のプライバシーに関する標準

0.9 版

----- 取扱注意事項 -----

日本ネットワーク・セキュリティ協会（JNSA）のセキュリティポリシーワーキンググループにて作成した「外部接続に関するセキュリティポリシーサンプル」（以下、ポリシーサンプル）をご参照、ご利用される場合、以下の事項に従ってください。

1. 公開の目的

- 1-1. セキュリティポリシーを作成する際の参考
- 1-2. 既存のセキュリティポリシーとの比較によるレベル向上
- 1-3. 既存のネットワークにおけるセキュリティレベルの大まかな把握

2. ご利用にあたっての注意事項

- 2-1. ポリシーサンプルの著作権は日本ネットワーク・セキュリティ協会（JNSA）に属します。
- 2-2. ポリシーサンプルへのリンクは、JNSA 事務局（sec@jnsa.org）への一報をもってフリーです。
ただしリンクには必ず JNSA サイトのトップページ（<http://www.jnsa.org>）を指定してください。
- 2-3. ポリシーサンプルの全文もしくは一部を引用する場合には、必ず引用元として「JNSA セキュリティポリシーWG 作成サンプルポリシー」を明記して下さい。営利目的でも非営利目的の区別はありません。
- 2-4. ポリシーサンプルを利用したことによって生ずるいかなる損害に関しても JNSA は一切責任を負わないものとします。
- 2-5. 本ポリシーサンプルを報道などマスコミで用いられる場合には、JNSA 事務局にご一報ください。

3. ご意見等連絡先

ポリシーサンプルに関するご意見・ご感想・ご質問等がありましたら、JNSA 事務局まで E-Mail にてご連絡ください。ただし勧誘、商品広告、宗教関連、チェーンメールの E-Mail はお断りします。

また、E-Mail にファイルを添付する場合は、添付するファイルをアンチウイルスソフトウェア等で予め検査を行ってください。

URL : <http://www.jnsa.org> E-Mail : sec@jnsa.org

顧客のプライバシーに関する標準	2
趣旨	2
対象者	2
対象システム	2
顧客情報の範囲（独自追加）	2
遵守事項	2
顧客情報管理責任者の設置	2
顧客情報の収集	2
顧客情報の維持	2
顧客情報の利用	3
禁止事項	3
例外事項	3
罰則事項	3
公開事項	3
改訂	3

顧客のプライバシーに関する標準

趣旨

我社の社員は顧客のプライバシーを尊重し、顧客情報の取扱いに注意を払わなければならない。本スタンダードでは我社の顧客のプライバシー保護に関する手順及びそれに関わる遵守事項を規定する。

対象者

本スタンダードは顧客情報を取扱う全ての者を対象とする。

対象システム

本スタンダードは顧客情報を取扱う全ての情報システムや情報機器を対象とする。

顧客情報の範囲（独自追加）

本スタンダードで取扱う顧客情報は、顧客に関する情報で、顧客との取引上知り得たもの及び顧客から収集したものの全てとする。

遵守事項

顧客情報管理責任者の設置

顧客情報の収集・維持・利用を行う部門の部門長は顧客情報管理責任者を置かなければならない。

顧客情報の収集

利用目的の明示と収集への同意

顧客情報の収集を行う者は顧客に対して利用目的を明示し、顧客から同意を得なければならない。なお、収集以外の形で得た顧客情報を利用する場合は改めて顧客から同意を得なければならない。

収集する情報の範囲

顧客情報の収集を行う者は顧客に対して示した利用目的に関する情報以外を収集してはならない。

顧客情報の維持

顧客情報へのアクセス制御

顧客情報管理責任者は顧客情報の登録・参照・変更・削除について、実施可能な者を限定するためのアクセス制御を実施しなければならない。

顧客情報のバックアップ

顧客情報管理責任者は顧客情報のバックアップを実施しなければならない。

顧客からの要求への対応

顧客情報管理責任者は、顧客から当該顧客の顧客情報に関する開示・訂正・削除の要求があった場合、これに対応しなければならない。

顧客情報の利用

目的外利用の禁止

顧客情報を利用する者は顧客に示した利用目的以外に利用してはならない。

禁止事項

特になし（実際は「遵守事項」の中に「目的外利用の禁止」を入れている。記述の流れとして、この項目だけを「禁止事項」に分離するのは不自然なのでこのままとした）。

例外事項

業務都合等により本標準の遵守事項を守れない状況が発生した場合は、情報セキュリティ委員会に報告し、例外の適用承認を受けなければならない。

罰則事項

本標準の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を課せられることがある。罰則の適用については罰則に関する標準に従う。

公開事項

本標準は顧客及び対象者にのみ公開するものとする。

改訂

- ・本標準は、平成××年××月××日に情報セキュリティ委員会によって承認され、平成××年××月××日より施行する。
- ・本標準の変更を求める者は、情報セキュリティ委員会に申請すること。情報セキュリティ委員会は申請内容を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知すること。
- ・本標準は、定期的（年1回）に内容の適切性を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知すること。

*用語

- 顧客情報管理責任者
- 部門長